

第3章 空き家等対策の基本方針

本市では、空き家等の適切な管理は所有者等の責務であることを前提とした上で、第1期計画に基づき各種施策等を展開し、空き家等から生じる周辺的生活環境への悪影響の抑制に努めてきました。

上記の計画期間を通じて空き家等の解消に一定の効果が見込まれたことから、引き続き、所有者等による問題の解決を促しつつ、それだけでは解決できない問題についても対応していくため、以下の3つの基本方針に基づき、空き家等対策を推進していきます。

方針1 発生予防

将来的な人口減少や高齢化の進行などに伴い、今後も新たな空き家等の発生が予想され、空き家等となる前段階から対策を講ずることが重要であるため、空き家等の発生予防に取り組めます。

方針2 適切な管理の促進

空き家等の適切な管理については、空家特措法第3条に規定されるように、第一義的には空き家等の所有者等が自ら対応することが前提となることから、管理不全な空き家等の発生を抑制するために、市は、所有者等に対する情報提供や相談体制の充実を図るなど、空き家等の適切な管理の促進に取り組めます。

方針3 流通・利活用等の促進

不動産市場への流通や利活用が可能と思われる空き家等について、市は、地域の活性化等を図るため、関係団体等と連携し協力を得ながら、所有者等による空き家等の流通や利活用等の促進に取り組めます。

施策の体系

基本方針	具体的な施策
方針1 発生予防	施策1 市民・建物所有者等への啓発等
	施策2 関係団体、地域等との連携
	施策3 既存住宅の良質化
方針2 適切な管理の促進	施策1 相談窓口の充実
	施策2 管理が困難な所有者等への情報提供による支援
	施策3 空き家等の実態把握と情報管理
	施策4 管理不全な空き家等への対応
	施策5 空き家等の緊急安全措置
	施策6 所有者不明の空き家等の解消
方針3 流通・利活用等の促進	施策1 空き家等の利活用の促進
	施策2 空き家等の除却の支援
	施策3 跡地活用の促進